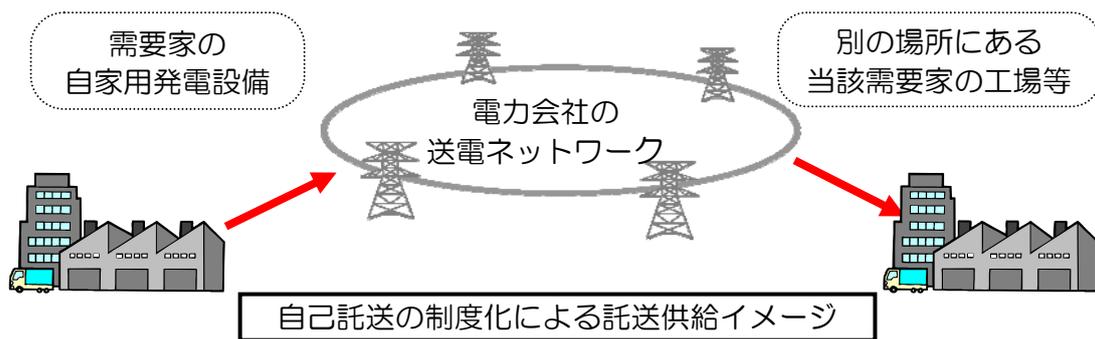


## 自己託送制度化の概要

自己託送とは、電力会社が保有する送配電ネットワークを利用して、自家発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、当該需要家の別の場所にある工場等に送電するサービスです。



### ○ご契約要件

- ・ 発電設備が非電気事業用電気工作物であること。
- ・ 契約者と発電者、需要者が自己または密接関係性を有するものであること。

### ○新電力向け託送供給との主な違い

	新電力向けの託送供給	新たな自己託送
契約主体 (密接関係性)	特定規模電気事業者 (届出制)	契約者と発電者、需要者が自己または密接関係性 <sup>※</sup> を有するものであること
託送料金	二部料金制のみ (基本料金+電力量料金)	二部料金または完全従量料金からの選択制

<sup>※</sup>密接関係性の判断は、資源エネルギー庁による「自己託送に関する指針」に基づき行います。

### ○託送料金

		単位	単価 (税込み)		
			高圧 (円)	特別高圧 (円)	
標準接続送電サービス	基本料金	1kW	615.60	372.60	
	電力量料金	1kWh	2.44	1.46	
時間帯別接続送電サービス	基本料金	1kW	615.60	372.60	
	電力量料金	昼間	1kWh	2.72	2.10
		夜間	1kWh	2.06	0.62
従量接続送電サービス	電力量料金	1kWh	12.53	7.57	